

政統発 0115 第 5 号
令和 8 年 1 月 15 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公印省略)

2026（令和 8）年国民生活基礎調査への協力について（依頼）

時下ますます御清栄の段お慶び申し上げます。

厚生労働省では、1986（昭和 61）年から、国勢調査などと並ぶ、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査を実施しており、本年も総務大臣に承認された調査計画に基づき、2026（令和 8）年調査を 6 月 4 日及び 7 月 9 日の両日に実施いたします。

調査実施にあたり、調査員は、世帯の人数などの把握のための準備調査として調査日前の 4 月中旬から下旬に、また、実際の調査のために 6 月 4 日及び 7 月 9 日の前後 1～2 週間程度の間に、調査対象世帯を訪問いたします。

調査員は、調査の期間中、都道府県又は市区の地方公務員として任命されており、世帯を訪問する際には、任命権者が発行した調査員証を必ず提示します。また、調査業務において知り得た内容を他に漏らすことは統計法で厳しく禁じられ、罰則も設けられています。

近年、プライバシー保護の意識及び防犯意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが難しくなっており、1 つの集合住宅すべてが調査不能となるなど、集合住宅が少ない地区と比較し、調査に御協力いただける世帯の数が少なくなっています。

かねてより調査員には、事前に管理員等の皆様へ来訪の趣旨、調査の目的、必要性等を説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様の御理解はもとより、関係各位の御協力が不可欠です。

つきましては、本調査の実施について、貴会会員の皆様が発行する広報誌等へ掲載して御周知いただく等、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、参考までに、調査の概要を添付いたしますので、貴会会員の皆様への御周知等に御活用ください。

後日、貴会への広報用の版下を送付させていただきます。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

厚生労働省政策統括官付参事官付

世帯統計室 国民生活基礎統計第一係

TEL：03（5253）1111（内線：7500、7587）